

福岡市立障がい者スポーツセンター
障がい者スポーツ用具貸出について

1. 目的

障がい者スポーツの普及・振興を図るため、障がい者スポーツに関する活動等を実施する個人及び団体に対し、当スポーツセンターが所有する障がい者スポーツ用具を貸与する。

2. 貸出用具

別紙「主要貸出物品一覧」を参考とする。

※詳細は問い合わせ。

3. 貸出料金

無料

4. 貸出対象

次の条件を満たしていることとする。

(ア) 福岡市内に現住所を有する個人及び団体もしくは、市内で活動している個人及び団体であること。

(イ) 次のいずれかに該当する個人及び団体であること。

- ① 障がい者
- ② 障がい者福祉サービス等を行う施設
- ③ 福祉関係団体
- ④ 行政・教育関係機関

(ウ) 使用目的が、障がい者スポーツの普及・振興に関する活動であること。

(エ) 営利を目的とした活動ではないこと。

※ただし、(ア)～(ウ)に該当しない場合でも、当スポーツセンターが特に必要と認めた場合はその限りではない。

5. 貸出・返却場所及び時間

(ア) 場所 福岡市立障がい者スポーツセンター

(イ) 時間 原則 10時00分～19時00分 ※当スポーツセンター開館日に限る

6. 貸出期間

原則、7日間（6泊7日）までとする。

※7日間を超える場合は要相談とする。

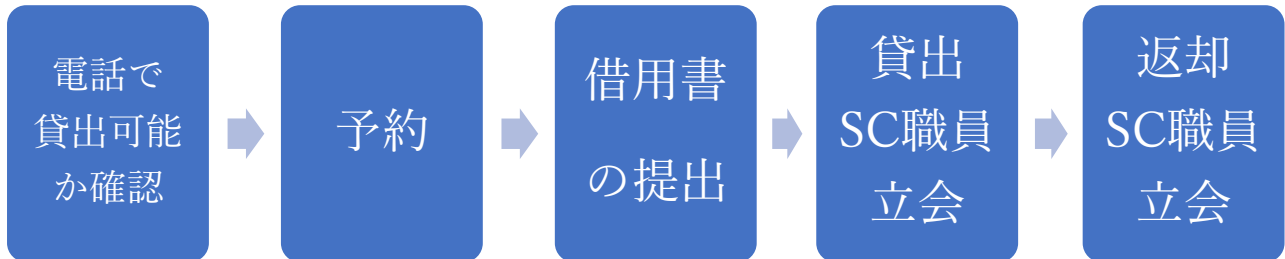
7. 貸出・返却手順

(ア) 当スポーツセンターに事前連絡し、貸出可能か確認・予約する。

※貸出しは、原則先着順とし、館内利用を優先とする。

(イ) 貸出当日までに借用書に必要事項を記入し、当スポーツセンターへ直接提出する。

(ウ) 貸出及び返却は、5. に規定する場所及び時間内において直接受渡しを行う。返却の際は、当スポーツセンター職員による用具検査に立ち会う。



8. その他

(ア) 借用者が用具を紛失または破損したことが発覚した場合、当スポーツセンターは借用者に対して購入または修理に係る費用を請求することができる。

(イ) 用具の転貸は禁止とする。

(ウ) 貸出用具の運搬については借用者が行う。

(エ) 貸出用具の使用に伴って生じた事故やケガ等については、借用者の責任において処理する。

(オ) 貸出用具によっては、別途条件を設けている。対象の用具を借用する場合は、その条件を遵守する。

(カ) 屋外で使用した備品は、砂や汚れ等を落としてから返却すること。